

事 務 連 絡
平成 18 年 6 月 23 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 通所サービス係

「平成 18 年度精神障害者社会復帰施設等に係る運営費の国庫補助協議について」
に関する Q & A (2)

標記について、ご照会の多かったものについて、次のとおり回答いたします。

問 「平成 18 年度精神障害者社会復帰施設等に係る運営費の国庫補助協議について」
(障障発第 0616001 号障害福祉課長通知) によると個々の施設の下半期の運営費は
75%になるということか。

(答)

1 障害者自立支援法に基づく事業・施設体系の見直しに伴い、精神障害者社会復帰施設等の経過措置対象施設(※)については、本年 10 月以降、新たな事業体系へ移行していただく必要があり、平成 23 年度末までの経過措置を設け、その期間内に移行していただくこととしております。

※ここでいう「経過措置対象施設」とは、小規模通所授産施設(身体・知的・精神)、福祉工場(身体・知的・精神)、地域生活支援センター及び福祉ホーム A 型を除く精神障害者社会復帰施設をいう。

2 しかしながら、障害福祉サービスの提供体制を確立していくためには、できるだけ早期に新たな事業体系に移行していただくことが必要であると考えており、本年度においては、経過措置対象施設の 25%に相当する施設が新たな事業体系へ移行するものと見込んでいるところであります。

3 先の課長通知の記載要領において、下半期について「75%」としているのは、こうした新たな事業体系へ移行が進んだ場合を想定したものであり、下半期の各施設の運営費単価が 75%になるというものではありません。

4 なお、本国庫補助金にかかる交付決定等の執行手続については、本年 10 月以降の新体系への移行状況等を見つつ、対応することとしています。